○近畿地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千二百九十五号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十一年五月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千二百九十六号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十一年五月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百四十五号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十八年八月八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百四十六号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十八年八月八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高槻市井尻二丁目八五二番一から同市萩之庄五丁目三六七番二六まで	前	一八・二〇～二二・〇〇メートル
	後	一九・二〇～二八・五二〇～二〇・二七六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十一号	高槻市井尻二丁目八五二番一から同市萩之庄五丁目三六七番二六まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十七日

○北海道開発局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十六号	北海道様似郡様似町字旭一〇三番二から同町字旭一〇九番二まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年三月二十七日

○沖縄総合事務局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千九百六十一号那覇広域都市計画下水道事業中部第一流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年九月十九日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし